

## えん罪被害者の速やかな救済を実現するための再審法改正を求める意見書

法務大臣の諮問機関「法制審議会」が、再審制度（刑事裁判のやり直し）に関する刑事訴訟法改正の要綱をまとめ、平口洋法相に答申しました。政府はこの答申をもとに刑事訴訟法の一部を改正する法律案を国会に提出する方針です。

しかし、その中身は、見直しの出発点である「えん罪被害者の救済」に逆行するものになっています。要綱は裁判所が認めなければ再審請求人は証拠を閲覧・謄写することができず、検察官の抗告も無制限に認めるなど、今の再審制度の問題点を残したままです。現行の刑事訴訟法の再審規定（以下「再審法」という）にはない証拠開示の規定が入ったものの、新たに盛り込まれた「スクリーニング（選別）規定」は再審請求を受けた裁判所が審判か意思決定を出してからでなければ、検察が持つ証拠開示が許されないというものです。

日本弁護士連合会は、この要綱に反対する声明で、無罪につながる証拠の発見が困難になる内容だと指摘し「えん罪被害者の救済を迅速かつ容易にするような運用は期待できない」と批判しています。

これまで再審法をめぐっては、自民党を含む超党派の議員連盟が、証拠の全面開示や検察官の抗告禁止を柱とした「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」を提出していましたが、1月の衆議院解散で廃案になりました。

本市議会が2023年9月27日に全員賛成で採択した「再審法改正を求める意見書」でも、再審請求手続きにおける証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止、再審請求手続きにおける手続規定の整備を求めています。

よって本市議会は国会に対して、えん罪被害者の速やかな救済の実現という再審法改正の原点に立ち返り、再審制度に関する専門的知見や再審事件の実情を踏まえた再審法改正を強く求めます。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月27日

撰 津 市 議 会